

朧月市指定妖怪の封印に関する条例（青柳碧人『朧月市役所妖怪課』（角川文庫）より）

（目的）

第一条 この条例は、本市における指定妖怪を適切に封印し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

参照条文 消防法第一条

（定義）

第二条 この法律において「指定妖怪」とは、第三条第一項に規定する妖怪台帳において同条第三項のクロニ妖怪又はクロサン妖怪として記載された妖怪をいう。

2 この法律において「封印」とは、妖怪を出現しないように封じ込めることをいう。

（マユツバ帖）

第三条 市は、妖怪台帳（以下「マユツバ帖」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 マユツバ帖には、妖怪ごとに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 登録番号

三 人間に与える危険度

四 妖怪の出典

五 その他必要な事項

3 前項第三号の危険度は以下に掲げる区分に従って記載するものとする。

一 人間に被害を与えうるとは想定されない妖怪（本法において「シロ妖怪」という。）

二 人間に被害を与えうるが、その被害が甚大なものとは想定されないため、封印することを推奨されない妖怪（本法において「クロイチ妖怪」という。）

三 人間に被害を与えうるため、封印することが推奨される妖怪（本法において「クロニ妖怪」という。）

四 人間に甚大な被害を与えうるため、直ちに封印すべき妖怪（本法において「クロサン妖怪」という。）

4 市は、マユツバ帖の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

5 マユツバ帖の調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

参照条文 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第三十六条
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二

号) 第三条

(確認の申請)

第四条 指定妖怪が出現している又は出現するおそれがあると認められた者は、市長に対し、その旨を確認するよう、申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合には、指定妖怪が出現している又は出現するおそれがあるかどうか確認しなければならない。

参照条文 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九十七条の六

(封印措置)

第五条 市長は、前条第二項の規定による確認をした場合において、当該妖怪がクロニ妖怪であった場合にはこれを遅滞なく封印しなければならない。

2 市長は、前条第二項の規定による確認をした場合において、当該妖怪がクロサン妖怪であった場合にはこれを直ちに封印しなければならない。

3 市長は、前条第二項の規定による確認をした場合において、当該妖怪がシロ妖怪又はクロイチ妖怪であった場合にはこれを封印してはならない。

(妖怪管理員)

第六条 第四条第二項に規定する指定妖怪の確認並びに前条第一項及び第二項に規定する指定妖怪の封印の作業に従事させるため、市長は、職員のうちから、妖怪管理員を命ずるものとする。

参照条文 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第十一条

(立入作業)

第七条 市長は、第四条第二項に規定する指定妖怪の確認並びに第五条第一項及び第二項に規定する指定妖怪の封印の作業を行うため必要があると認めるときは、当該妖怪管理員に、指定妖怪が出現している又はそのおそれがある場所に立ち入らせ、指定妖怪の確認又は封印のために必要な作業を行わせることができる。

2 前項の規定により作業をする当該妖怪管理員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による作業の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

参照条文 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第六条

(立入作業の実施にあたっての配慮)

第八条 前条第一項の作業を行う者は、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする。

参照条文 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の四

(損失補償)

第九条 市長は、第七条第一項の規定による作業により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償の額は、その作業により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

3 第一項の補償を受けようとする者は、市長に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があつたときは、遅滞なく補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知った日から六箇月以内に、訴えをもつて補償金額の増額を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、市を被告とする。

参照条文 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）

(罰則)

第十条 第七条第一項の作業を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

参照条文 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第十五条、第十六条